

**必読**

# 暮らしの法律ナビ

No.53

認知症高齢者の事故と  
家族の監督責任

今年3月に最高裁判所で認知症高齢者の鉄道事故による振替輸送費等の賠償請求事件について遺族側（加害者）の責任は無く、鉄道会社（被害者）が敗訴した。徘徊する高齢者は責任能力がないので監督義務者として妻等の家族に対して損害賠償請求された事件である。「特段の事情がない限り同居や介護する家族というだけで監督義務者になるわけではない」との趣旨の判決である。介護する家族や福祉関係者からこの判決を支持する意見が多い。他方、車の事故や火事等の被害者が個人の場合でも賠償されない事

になるとの意見もある。今回の判決で認知症の人が第三者に損害を与えた場合は現行制度では救済が図れず「損害賠償責任を誰も負わない」という事になる。現実起きている損害に対して誰にも責任を問えないのであれば被害者救済の公的な保障制度が必要になるのではないだろうか。

遺言・相続 成年後見

債務整理・破産 離婚 他

## 三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

土日相談可 ☎079-561-2050  
tajima\_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)

<http://www.sandachuo.com>